

環境政策課からリサイクルを中心としてエコな情報をお届けしてまいります。  
今回は、生ごみ処理機の補助事業とごみステーションの設置に関する補助事業についての紹介です。

一般家庭から排出される生ごみの自己処理を促しごみの減量化を推進することや、地区自治会のステーションでのごみの飛散防止や収集時の効率化を目的とし、以下の補助制度を実施しております。

### 【生ごみ処理機購入補助金】

1. 補助対象者：町内に住所を有し、かつ居住している方。  
大崎町内の販売店で生ごみ処理機を購入した方。
2. 補助対象経費と補助金額：本体価格4万円以上(消費税額、中古品、工事費、配達料その他処理機本体以外のものに係る金額を除く)のものとし、1台当たり2万円を助成します。交付対象となる家庭用生ごみ処理機の台数は、1世帯当たり2台までとします。ただし、家庭用生ごみ処理機購入後5年を経過しての買替えは、この限りではありません。

※注意※ 生ごみは埋立処分場には搬出できないため、細かく乾燥したものを一般ごみでは出さないようご協力をお願いします。



### 【自治会ごみステーション籠補助金】

1. 補助対象者：ごみステーションを管理する大崎町内の自治会組織
2. 補助対象経費と補助金額

種類	補助対象経費(1基当たり)	補助金額(1基当たり)
鋼製ごみ籠の改修又は設置	2万円以上(消費税別)	1万円
木製ごみ籠の改修又は設置	1万円以上(消費税別)	5千円
紙類保管庫の改修又は設置	4万円以上(消費税別)	2万円

### 【設置例】



【お問い合わせ先】 環境政策課 ☎476-1111 環境衛生係(内線161)、環境政策係(内線163)